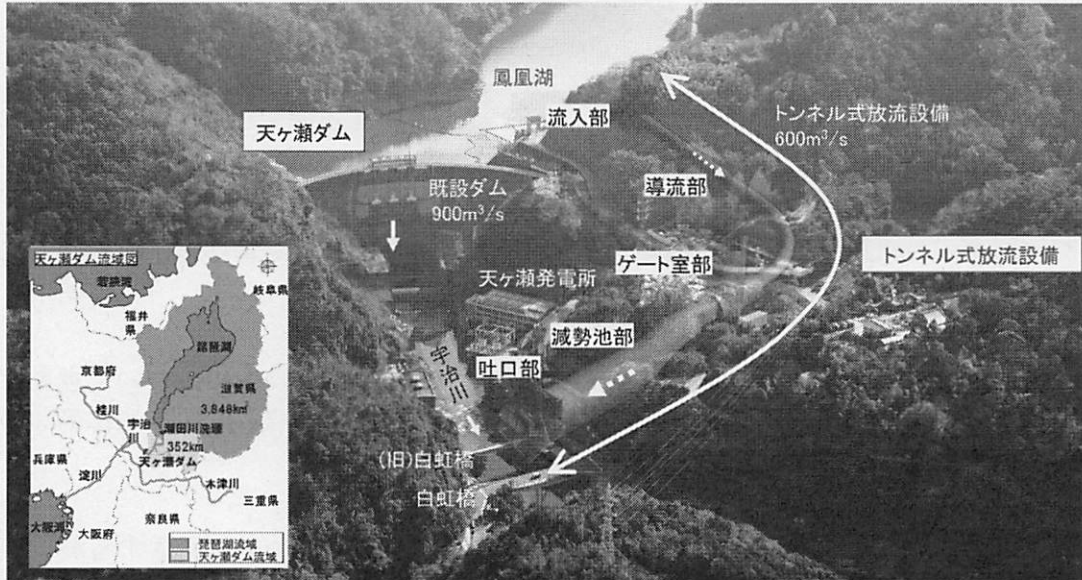


天ヶ瀬ダム建設(再開発)に関する基本計画の変更について

1. 天ヶ瀬ダム再開発事業の概要

- 場所：京都府宇治市^{まきしま}榎島町(淀川水系宇治川)
- 目的：洪水調節(宇治川、淀川の洪水防御、琵琶湖水位低下のための放流能力増強)
水道用水の供給(京都府営水道：0.60 m³/s 増大)
発電(関西電力(株)喜撰山発電所の発電能力の増強)
- 諸元：トンネル式放流設備 延長 617m、内径 10.3m、計画放流量 600 m³/s



(出典：国土交通省琵琶湖河川事務所 HP データを一部修正)

2. 基本計画(変更)の概要

① 工期

平成元年度～令和3年度(工期の変更なし)

② 全体事業費

約 590 億円 ⇒ 約 660 億円(約 70 億円増) **【本県の負担無し】**

③ 主な変更内容

- 減勢池部における現場条件等の変更に伴う事業費の増
 - ① トンネルの掘削方法の変更(ブレイカー規格の見直し)
 - ② トンネル覆工仮設備(セントル)の構造の高強度化(部材量の増加)
 - ③ 自然由来の重金属(鉛、砒素)を含む濁水処理量の増加
- 労務費及び技術者単価、資機材単価等の上昇など社会的要因の変化に伴う事業費の増

3. 特定多目的ダム法

(1) 基本計画(第4条 第1項)

国土交通大臣は多目的ダムを新築しようとするときは、その建設に関する基本計画を作成しなければならない。

(2) 関係都道府県知事の意見、都道府県議会の議決(第4条 第4項)

国土交通大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事・・・(略)・・・の意見をきかなければならない。この場合において、関係都道府県知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

(案)

議第 51 号

天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 17 日

滋賀県知事 三日月 大 造

天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画の変更について意見を述べることにつき議決を求めることについて

国土交通大臣から天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画の変更について意見を求められたので、次のように意見を述べることにつき、特定多目的ダム法(昭和 32 年法律第 35 号)第 4 条第 4 項の規定に基づき、議決を求める。

天ヶ瀬ダムの建設（再開発）に関する基本計画を変更することについて同意するが、工期にとらわれず工期短縮に努め、早期完成を図られたい。

なお、今後、特に次の事項についても十分に配慮されたい。

- 1 天ヶ瀬ダムの建設(再開発)および淀川の河川改修等による放流能力の増強等に応じて、天ヶ瀬ダムおよび瀬田川洗堰操作規則を改正されたい。
- 2 天ヶ瀬ダムの建設（再開発）の工事期間中においても、琵琶湖の高水時における水位低下のための瀬田川洗堰操作に支障のないよう万全を期されたい。
- 3 琵琶湖治水事業の効果が効率的かつ安全に発揮されるよう、鹿跳溪谷を含む瀬田川の改修の計画的かつ着実な推進および大戸川ダムの早期整備に努められたい。